

懲罰権の再委任及び報告と懲罰処分の判断順位について

2021年9月10日
公益財団法人北海道サッカー協会
会長 吉田 一彦
規律委員会 委員長 中澤 拓郎

日頃から本協会の事業へご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

この度、JFA 懲罰規程の改定により、懲罰権の再委任は HKFA のみ委任されることになりました。今後は、大会毎に大会規律委員会を設置して対処してください。報告を必要とする場合は、7日以内の報告と規定しました。また、出場停止処分を適用する試合の判断順位を定義しましたので本通知以降の適用をお願い致します。本通知に関する本文は以下の通りです。

都道府県協会等の司法機関からの再委任及び報告について

サッカーに関する登録チーム、役員、選手等に対する懲罰は、公益財団法人日本サッカー協会（以下、JFA という）の JFA 懲罰規程第 3 条及び JFA 司法機関組織運営規則第 19 条に基づき、JFA の規律委員会及び裁定委員会から懲罰権を都道府県協会等である公益財団法人北海道サッカー協会（以下、HKFA という）が委任されている。

また同規程により、都道府県協会等の司法機関は、懲罰権（審議や決定）を下部団体等に再委任できないこととなった。

今後については、HKFA から各地区サッカー協会、各種サッカー連盟、各種フットサル連盟（以下、地区 FA 及び各連盟という）に対して懲罰権の再委任は行なうことができない為、下部団体等は大会毎に大会規律委員会の設置が必要となる。

2017 年 1 月の通達では、地区 FA 及び各連盟の大会規律委員会は、懲罰処分を決定した際には、その結果を速やかに HKFA 規律・リスペクト委員会（現 HKFA 規律委員会）及び HKFA 事務局宛に報告することを義務付けており、処分の妥当性の検証や、再発防止に向けた取り組み、情報提供等を的確かつタイムリーに行っていくこととした。（ただし、地区 FA 及び各連盟が主催する大会は除く。同一試合で二回の警告による 1 試合の出場停止処分は報告から除く。）

なお、HKFA 規律委員会の懲罰権が及ぶ範囲は、「HKFA 主催大会」と「HKFA が主催する大会の各地区予選に該当する地区 FA 及び各連盟が主催する大会」までとする。ただし、JFA 登録者における問題に関しては、裁定委員会を中心に問題解決に関わることは可能である。

（以下、JFA 懲罰規程より抜粋）

第 3 条 〔都道府県等の司法機関における懲罰〕

1. 司法機関組織運営規則第 19 条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、**都道府県協会等の司法機関**に、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、**懲罰を決定・適用する権限を委任する。**

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰（以下、「6ヶ月以上等の重罰」という。）を科す場合、Jリーグを除く都道府県協会等の司法機関には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。

4. **都道府県協会等の司法機関は、第25条に定める場合を除き、本条に基づき委任された権限を都道府県協会等の加盟団体その他の第三者に再委任することはできない。**

（以下、JFA 司法機関組織運営規則より抜粋）

（懲罰権の委任）

第19条 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の司法機関に対して、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。

2 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、司法機関を設置する。

懲罰処分を消化する判断順位

退場等による出場停止処分を消化する判断基準は、JFA の懲罰規定に従うものとする。

北海道地域の実態に照らし合わせ、以下の判断順位で出場停止処分の適用を行うものとする。

1. HKFA が主催する公式試合で退場した場合、

（次の①～⑤は、より上位の項目を優先する）

- ① HKFA が主催する同一のリーグ戦 若しくは、同一のトーナメント大会（以下、同一大会という）にて、直近に開催される同一大会の公式試合で出場停止処分を適用する。
- ② HKFA で主催する同一大会の日程が終了した場合、当該同一大会に関連する JFA が主催する大会の公式試合で出場停止処分を適用する。
- ③ HKFA が主催する直近に開催される別の公式試合で出場停止処分を適用する。
- ④ HKFA が主催する大会の各地区予選に該当する地区 FA 及び各連盟が主催する直近の各地区予選の公式試合で出場停止処分を適用する。
- ⑤ 出場停止処分が発生した同一年度内に消化できなかった場合、未消化の試合数については次年度以降に持ち越しとなる。その場合、上記①～④に該当する直近の公式試合で出場停止処分を適用する（この場合、①～④の優先順位は問わない）。

2. HKFA が主催する大会の各地区予選に該当する地区 FA 及び各連盟が主催する大会で退場し、同一大会の公式試合で消化できなかった場合、

⇒当該同一大会に関連する HKFA が主催する大会の公式試合で出場停止処分を適用する。

3. 地区 FA 及び各連盟が主催する大会の公式試合で退場した場合、
⇒地区 FA 及び各連盟が主催する直近の公式試合で出場停止処分を適用する。
4. 上記 1～3 で出場停止処分の消化が困難な場合、
⇒HKFA 規律委員会の判断によるものとする。
⇒特に選抜チームに所属する選手等の出場停止処分の適用は、HKFA 規律委員会の判断とする。

※ 6 ヶ月以上の出場停止処分を除く

運用方法

- ① 大会毎に設置される大会規律委員会は、上記 1～4 に該当する公式試合で発生した出場停止処分について、全ての事象を発生から 7 日以内に HKFA 規律委員会に報告すること（同一試合で二回の警告による 1 試合の出場停止処分を除く）。
- ② 出場停止処分を適用する大会は、上記 1 の①～⑤の順位により適用すること。
- ③ 大会規律委員会は、次の書類を HKFA 規律委員会に報告する。なお、地区 FA 及び各連盟が主催する大会及びマッチコミッショナーが設置されていない大会は、1 と 2 のみ提出で対応可とする。5 は任意提出とする。
 1. 事情聴取シート
 2. 審判報告書及び重要事項報告書
 3. マッチコミッショナー報告書
 4. 決定通知
 5. 委員会審議シート

以上